

特定施設設置届出書

年 月 日

養父市長 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名:

電話:

- 騒音規制法第6条第1項
- 振動規制法第6条第1項
- 環境の保全と創造に関する条例第43条第1項【兵庫県条例】
- 養父市環境保全条例第36条第1項【養父市条例】

の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

|              |         |         |             |                 |                 |
|--------------|---------|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| 工場又は事業場の名称   |         |         | ※ 整 理 番 号   |                 |                 |
| 工場又は事業場の所在地  |         |         | ※ 受 理 年 月 日 | 年               | 月 日             |
| 工場又は事業場の事業内容 | 別紙のとおり。 |         | ※ 施 設 番 号   |                 |                 |
| 常時使用する従業員数   |         |         | ※ 審 査 結 果   |                 |                 |
| 騒音・振動の防止の方法  | 別紙のとおり。 |         | ※ 備 考       |                 |                 |
| 特定施設の種別      | 型 式     | 公 称 能 力 | 数           | 使用開始時刻<br>(時・分) | 使用終了時刻<br>(時・分) |
| 別紙のとおり。      |         |         |             |                 |                 |
|              |         |         |             |                 |                 |
|              |         |         |             |                 |                 |

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 添付書類

- ・ 特定工場等及びその付近の見取図
- ・ 特定施設の配置図
- ・ 作業の種類及び方法 (作業工程図)
- ・ 機械設備に関する構造、仕様書、図面

※各環境省令第4条第3項より

※各法6条第2項より



#### 4. 工事期間及び使用開始の年月日

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 工事の着手年月日            | 年 月 日 |
| 工事の完成年月日            | 年 月 日 |
| 特定施設等の使用開始<br>年 月 日 | 年 月 日 |

#### 5. 騒音、振動の防止の方法

|          |  |
|----------|--|
| 騒音の防止の方法 |  |
| 振動の防止の方法 |  |

#### 6. 規制基準

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 規制基準に定める騒音<br>に関する地域区分の別 |  |
| 規制基準に定める振動<br>に関する地域区分の別 |  |

#### 7. その他

- (1) 特定施設の種類欄には、「騒音規制法施行令別表第1」、「振動規制法施行令別表第1」、「兵庫県条例」、又は「養父市条例」に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- (2) 騒音の防止の方法欄の記載については、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- (3) 振動の防止の方法欄の記載については、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- (4) 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。